

2025年3月6日

都道府県柔道連盟(協会)事務局 御中

公益財団法人全日本柔道連盟
大会事業課

「柔道公認審判員賠償責任保険」への任意加入者について(依頼)

本連盟「公認審判員規程」第11条では、ライセンス保持者が不足する場合は、65歳の定年を超えた者も、都道府県柔道連盟の承認(および講習会の受講と、審判員の適性審議)により「柔道公認審判員賠償責任保険」に加入の上で、70歳を迎えた年度末まで審判員として活動することができる、としています。

同15条では、顧問審判員も「柔道公認審判員賠償責任保険」に加入の上で、審判員として活動することができる、としています。

つきましては、2025年度に貴都道府県において上記に該当して審判活動される方々がいる場合、保険加入手続きに必要な名簿のご提出および保険料の納付をお願いいたします。

全柔連公認審判員賠償責任保険制度 <概要>

全柔連の公認審判員(S、A、B、Cの各ライセンス)が行う審判行為に起因して、審判員が法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に保険金が支払われる保険です。対象となる試合は、各主催団体・組織の年間計画に基づき、予め開催要項等が定められた公式な試合であり、練習試合や対抗戦等の私的な対戦、試合は含みません。

補償額は1名/1億円(1事故/3億円)。補償期間は年度末(3月31日)まで。

各年度の審判ライセンス(S、A、B、C)登録者は自動で加入となり、ライセンス登録費に保険料が含まれます。

記

1. 回答方法・期日

「任意加入者 回答書」を **4月13日(日)まで**に、本連盟大会事業課までメールにてご返送ください。

(返送先 shinpan@judo.or.jp)

該当する加入者がいない場合も、ご提出をお願いいたします。

2. 保険料のお支払い

加入対象者の全柔連登録状況等、確認完了後に請求書を送付いたしますので、請求書受領後に指定金融機関にお振込みください。

※都道府県柔道連盟/協会単位でのまとめてのお振込みをお願いしております。

以上

○問合せ先

公益財団法人全日本柔道連盟 大会事業課

メール：shinpan@judo.or.jp

電話：03-3818-4392

「柔道公認審判員賠償責任保険」については、本連盟「公認審判員規程」(2024.4月より改正)第11条および第15条にて以下のように示しています。

(審判員の定年)

第11条 A、B、Cライセンス審判員の定年は、65歳の誕生日を迎えた直後の年度末(3月31日)とする。Sライセンス審判員の定年は、60歳の誕生日を迎えた直後の年度末(3月31日)とする。ただし、ライセンス所持者の不足等により、大会主催者から審判員を要請された場合は、都道府県柔道連盟の承認により、65歳以上であっても別途「柔道公認審判員賠償責任保険」に加入の上、審判員として活動することができる。その場合であっても、審判員としての活動は、70歳の誕生日を迎えた直後の年度末(3月31日)までとする。なお、大会主催者から要請を受けた審判員は、都道府県柔道連盟が実施する講習会を受講し、審判員の適性について審議を受けなければならない。

(顧問審判員)

第15条 顧問審判員とは、年齢65歳以上かつ男性は6段以上、女性は女子5段以上の者から、本連盟が選考のうえ認定した者をいう。ただし、年齢60歳以上の者であっても希望があれば選考の対象とする。

2. 顧問審判員は、後進審判員の指導、養成にあたる他、ライセンス所持者の不足等により、大会主催者から要請された場合は、別途「柔道公認審判員賠償責任保険」に加入の上、審判員として活動することができる。ただし、審判員としての活動は、70歳の誕生日を迎えた直後の年度末(3月31日)までとする。

【任意加入の対象者について】

- ・全柔連登録会員でなければ、審判員賠償責任保険へ加入できませんので、2025年度の全柔連登録を済ませたうえでお申し込みください。
- ・各ライセンスの定年(Sライセンス60歳。ABCライセンス65歳)を迎えていない場合は、各ライセンスの資格登録を行うことで自動的に審判員賠償責任保険への加入が完了しますので、別途で任意加入をする必要はありません。任意加入が必要なのは、定年を超えて審判活動を行う方(顧問審判員を含む)となります。